

令和7年8月定例農業委員会議事録

日時: 令和7(2025)年8月25日(月)午前9時

場所: みよし市役所6階 601・602会議室

(出席委員) 増岡和明会長職務代理、天野恵子委員、小野田裕之委員、岡本文子委員、天野和彦委員、加納幸治委員、太田孝司委員、塚崎哲哉委員、伊藤健二委員、萩野敏廣委員、野々山久照委員、鈴木光広委員、伊藤武委員、岡本清則委員

(欠席委員) 岩田信男会長、近藤浩尚委員、近藤進委員、久野裕吉委員、原田一豊委員、梶川京三委員、竹内鈴彦委員、岡本清則委員

(事務局出席者) 原田事務局長、水野次長、三浦副主幹、松浦主事

(傍聴人) 0名

| 発言者 | 発言内容 |
|--------------------------------------|---|
| 議長 | <p>ただいまから8月定例農業委員会議事録を開催します。 本日は、岩田会長、伊藤健二委員、萩野委員から欠席する旨の届出を受けておりますので、現在の出席委員は農業委員9名、農地利用最適化推進委員は3名です。 議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。 12番野々山委員、1番天野恵子委員にお願いします。 それでは議事に入ります。</p> |
| 議長 事務局 議長 野々山委員 議長 議長 | <p>議案第20号 農地法第3条の規定による許可について、事務局から説明を求めます。 【議案第20号 農地法第3条の規定による許可について】 《議案書に基づき説明》 ただいま事務局から説明がありました、番号1 三好下の件について、地元の野々山委員からご意見をお願いします。 事務局から説明がございましたが、現在利用権設定し、耕作されている農地を買い受けるものですので何ら問題ないと考えています。 ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。 よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号1について、採決をとります。 番号1について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員賛成)</p> |
| 議長 野々山委員 | <p>続いて、番号2 三好下の件について、地元の野々山ご意見をお願いします。 現地については、補足資料をご覧くださいますと、草が刈ってあるような状況ですが、毎年行っている利用状況調査の昨年度の結果は、2号遊休農地ということで、長い間耕作されていない土地でした。不動産業者の看板が立っている状況でしたが、そこが売買され耕作地になるということで良いと思っています。ただ、作物がキウイフルーツということで棚を作られるという風に推察しますが、費用がかかるためそういった計画で本当に良いのか、これからは草が生えないような管理をするよう事務局から言葉を添えていただきたいと思います。</p> |
| 議長 塚崎委員 | <p>ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。 この地域は愛知用水が入っていないが、それでも作物を作成することはできるのか。水がないが、大丈夫か。</p> |

| 発言者 | 発言内容 |
|---------------------|--|
| 野々山委員 | 隣接地には柿が植わっている。愛知用水が入っていないということはないのでは。 |
| 塚崎委員 | その隣を私が管理していますが、ないことを確認しています。耕作をするのに水がいるのではどうされるのか。ただ、作物を書いただけではないのか。 |
| 鈴木委員 塚崎委員 | 塚崎委員は実際にその隣の農地でどのように耕作されているのか。私は他所からタンクで水を持ってきて耕作している。買ってきてしっかりと管理されるのであれば、良いが水がなく耕作できないということで、耕作放棄されるということを心配している。 |
| 野々山委員 鈴木委員 | 用水の配管については、一度土地改良区に確認させていただく。市外に住む申請受人がそこまでやるのかということをお心配されているということか。 |
| 塚崎委員 事務局 | そのとおりである。野々山委員に土地改良区にご確認いただき、事務局から申請者へはこの作付けの計画で問題ないかを確認させていただく。 |
| 議長 | それでは塚崎委員からの質問に対して、野々山委員の改良区への確認と事務局からの申請者の確認をもって、採決を進めていくことでよろしいでしょうか。 |
| 野々山委員 塚崎委員 議長 | よいです。同じく問題ありません。それでは、番号2について、採決をとります。番号2について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員賛成) |
| 議長 議長 | 全員賛成により、番号2について、許可することとします。続いて、番号3 明知下の件について、地元の伊藤武委員ご意見をお願いします。 |
| 伊藤武委員 | 現地確認して、先に取得した農地の隣接地を取得するようで、問題ないと考えています。 |
| 議長 | ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。 |
| 小野田委員 | 前回、隣接地を取得した際に申請者の娘さんが耕作するという計画だったが、現状作付けはされていない。その点についてどのように評価するか。 |
| 伊藤武委員 議長 事務局 | 作付けはされていないが、管理はなされている。事務局いかがでしょうか。小野田委員の仰ることもよくわかります。この案件について、相談を受けてから事務局からしっかりと耕作していただく必要があることは重々説明している。申請者が管理している市内の他の農地を確認したが、問題なく耕作されている。現在所有している隣接地は道路から高低差があり、乗り入れが難しい状況となっているが、本申請地を購入することで、現在所有している隣地農地への乗り入れも容易になるため、耕作をしていくことができると聞き取りしている。それらを踏まえて事務局としては、許可要件に該当すると考えています。 |
| 野々山委員 | 申請者本人はほとんど耕作に従事していない状況であるようだが、耕作をする主体である娘さんが三好下地区の農地において、機械が壊れてしまった農家の田植え作業を助けたという事例がある。また、実際に娘さんが耕作をされている状況を私は何度か確認したことがある。申請の理由にもあるが、現在所有している隣接農地は県道からの出入りは実際問題かなり難しいのでは。申請地を購入することで、市道から機械で乗り入れしやすくなるということは理解ができる。 |

| 発言者 | 発言内容 |
|--------|--|
| 太田委員 | 娘さんは耕作意欲のある方であり、前向きに動いている。 |
| 鈴木委員 | 規模は大きくなって来るが、労力としては実質1人では。 |
| 鈴木委員 | 野々山委員が仰ったように、安全な出入りができ、さらに意欲も増す。 |
| 事務局 | 実際に耕作している娘さんも実務をやられている。 |
| 事務局 | そういった状況も踏まえ、申請者の意思確認というのはどのようなか。 |
| 事務局 | 耕作をしていくという内容を含めた誓約書を提出していただいている。 |
| 小野田委員 | 隣地農地も含めて、申請地をしっかりと耕作していただけるということであれば、誰も問題とすることは無い。現状耕作できていないという点が問題点である。 |
| 事務局 | 申請を受けた際に、事務局から現状耕作できていないことについては、重々話をさせていただいた。野々山委員からもあったが、現状機械の乗り入れが難しい状況である。また、そういった状況で無理して機械を乗り入れようとしたときに機械が壊れてしまったという話もある。今回、申請地を購入することで乗り入れが容易になり、耕作しやすくなれば、本申請地と隣地を含めて、管理だけでなく耕作していただくということで話をさせていただいている。 |
| 事務局 | |
| 天野和彦委員 | この地区は急勾配が多く、乗り入れ部分をなだらかにするという工夫が必要だったのでは。また、申請者が新屋から明知のはしこまで来るのは大変であり、本当に耕作目的なのか疑問がある。 |
| 事務局 | 提出していただいた誓約書の中で、転売・転用目的ではないことを記載していただいている。必ず耕作していただくということを指導しており、今後の確認もさせていただく。3条許可申請を受けた土地は自作でやっていただき、法人に貸すこともできない旨は説明してある。 |
| 事務局 | |
| 事務局次長 | 委員の皆様からたくさんのご意見をいただきましたが、担当も過去隣地農地で耕作できていないことは承知していましたので、申請地及び隣地については、事務局にて確認をしっかりとさせていただきたいと思っている。また、申請や誓約の内容をしっかりと履行されていくことを確認していきたいと思っております。そういったことも踏まえてご判断をよろしくお願いいたします。 |
| 事務局次長 | |
| 鈴木委員 | 地元委員や事務局で耕作状況をしっかりと確認していくのが、各々の立場の務めである。必ず申請・誓約の内容で履行していただくような指導、助言をしていくことが必要なのでは。 |
| 野々山委員 | なおかつ、今回の農業委員会で出た意見をしっかりと伝えていただき、申請地、隣接農地で作付けされない状況が続くようであれば今後農地規模拡大はできないですよ一言つけるべきだと考える。 |
| 議長 | 事務局としては、今挙がった意見の内容を申請者にきちんと伝え、守っていただくような対策を取るように。 |
| 伊藤武委員 | 誓約書の記載内容はどのようなか。 |
| 事務局 | 主は2点であり、1点目は、農地の肥培管理・農耕に励み、関係土地改良区・生産組合等の事業に積極的に参加しますという内容。2点目は、転売もちろん転用はいたしませんという内容です。 |
| 鈴木委員 | やはり、今後の耕作状況の確認、管理を地元委員と事務局がしていただく必要があるのでは。 |
| 議長 | それではさまざまな意見があがりましたが、地元委員と事務局でしっかりと見守っていただくということで、番号3について、採決をとります。 |
| 議長 | 番号3について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 |
| 議長 | (賛成多数) |
| 議長 | 続いて、番号4 福谷の件について、地元の鈴木委員ご意見を申し上げます。 |
| 議長 | |

| 発言者 | 発言内容 |
|-------|---|
| 鈴木委員 | 申請の内容としては、変わらず農地が管理されていくということなので問題ないかと思う。ただ、受人と渡人の関係性はどのようなか。 |
| 議長 | ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、事務局いかがでしょうか。 |
| 事務局 | 渡人は受人の子の妻です。 |
| 鈴木委員 | 渡人が耕作できないということで、経営主である受人に戻すということか。それであれば、議案書の説明を訂正するべきでは。 |
| 事務局 | 失礼いたしました。議案書の修正をさせていただきます。説明の最後の3行を削除させていただきます。 |
| 議長 | 本日は会長欠席ではありますが、会長がいつも仰られるように、事務局が相談を受け、審査、検討し要件に合致したものが委員会に上がってきている。それを踏まえていかがでしょうか。 |
| 事務局 | 削除させていただいた内容については、受人に営農を継続していく跡継ぎがいるという意図であった。鈴木委員からのご指摘を受け、3行を削除させていただきます。ご審議をお願いいたします。 |
| 議長 | よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号4について、採決をとります。 |
| 議長 | 番号4について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (賛成多数) |
| 議長 | 全員賛成により、番号4について、許可することとします。 《採決結果：議案第20号 全員賛成2件、賛成多数2件》 |
| 議長 | 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。 |
| 事務局 | 【議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】 |
| 議長 | 《議案書に基づき説明》 |
| 議長 | ただいま事務局から説明がありましたが、番号1 三好下の件について、地元の野々山委員からご意見をお願いします。 |
| 野々山委員 | 申請地は現状農地として利用されていません。整備工場はかなり車が多く、困っている状況です。申請内容を確認し、駐車場として利用することについては周辺農地への影響はなく、既存の排水路を利用して雨水排水をするということであるので、問題ないと考えています。 |
| 議長 | ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。 |
| 議長 | よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号1について、採決をとります。 |
| 議長 | 番号1について、県に対し進達するにあたり適当であると意見を付することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員賛成) |
| 議長 | 全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。 |
| 議長 | 続いて、番号2 東山の件について、地元の太田委員ご意見をお願いします。 |
| 太田委員 | 申請地は行政区事務所のちょうど南側にあります。申請者が以前から場所を探しておられるということは私も耳にしておりました。周辺も住宅地で、農地への影響はないため問題ないと考えています。 |
| 議長 | ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。 |

| 発言者 | 発言内容 |
|--------|---|
| 議長 | <p>よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号2について、採決をとります。</p> <p>番号2について、県に対し進達するにあたり適当であると意見を付することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成多数)</p> <p>賛成多数により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。なお、地元意見を尊重し、事務局は今後の対応をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>続いて、番号3 明知下の件について、地元の伊藤武委員ご意見をお願いします。</p> |
| 伊藤武委員 | <p>所有者の孫が分家を建築するというので、問題ないと考えています。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号3について、採決をとります。</p> |
| | <p>番号3について、県に対し進達するにあたり適当であると意見を付することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> |
| | <p style="text-align: center;">(全員賛成)</p> |
| | <p>全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。なお、地元意見を尊重し、事務局は今後の対応をお願いします。</p> |
| | <p style="text-align: center;">《採決結果：議案第21号 全員賛成3件》</p> |
| 議長 | <p>議案第22号 相続税の納税猶予にかかる証明願について、事務局から説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>【議案第22号 相続税の納税猶予にかかる証明願について】</p> |
| 議長 | <p>《議案書に基づき説明》</p> |
| 野々山委員 | <p>ただいま事務局から説明がありました、番号1 三好下及び明知下の件について、地元の野々山委員、伊藤武委員ご意見をお願いします。</p> |
| 伊藤武委員 | <p>水稲、柿、野菜の作付けをされており、大多数の農地で梨の栽培をされており、相続税の適格者として証明するにあたり問題ないと考えています。</p> |
| 議長 | <p>明知下の農地についても適正に管理されており、問題ないと考えています。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号1について、採決をとります。</p> |
| | <p>番号1について、証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> |
| | <p style="text-align: center;">(全員賛成)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成により、番号1について、証明書を発行することとします。</p> |
| 議長 | <p>ただいま事務局から説明がありました、番号2 明知上の件について、地元の岡本清則委員ご意見をお願いします。</p> |
| 岡本清則委員 | <p>水稲、季節野菜や柿の木が栽培されている様子です。</p> |
| | <p>柿の木については隣接農地への影響のないよう気を付けて管理をしていたきたい。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。</p> |
| 野々山委員 | <p>柿畑については、直近で新規就農された方が耕作されている。納税猶予の対象地については、他の土地と異なり、所有者への影響もあるため、しっかりと管理していただくよう伝えてほしい。</p> |

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|--|
| 議長 | <p>よろしいでしょうか。委員の意見を尊重し、納税猶予を受けている土地については、きちんと耕作・管理されるよう事務局から指導をお願いいたします。それではご意見等ないようですので、番号2について、採決をとります。番号2について、証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成多数)</p> <p>議長 賛成多数により、番号2について、証明書を発行することとします。 《採決結果：議案第22号 全員賛成1件、賛成多数1件》</p> |
| 議長 | <p>【諮問第6号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について】 本件は、小野田委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。また、本件審議において、私も議事参与も制限されていますので、審議中は発言を控え、議事の進行に専念いたします。</p> <p>(小野田委員退席)</p> <p>事務局 議長 《議案書に基づき説明》 ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。</p> <p>議長 よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、本件について、採決をとります。 本件について、市に対し「適当である」と答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成多数)</p> <p>議長 全員賛成により、本件について、「適当である」として、市へ答申することとします。 《採決結果：諮問第6号 全員賛成1件》</p> |
| 議長 | <p>続いて、事務局から報告をお願いします。 [事務局報告] (意見、質問等なし)</p> |
| 議長 | <p>以上で予定していた議事等はすべて終了いたしました。 これをもちまして議長の職を終了させていただきます。</p> <p>議長 引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局にお渡しします。</p> |
| 事務局 | <p>続いて、農地利用最適化推進会議を始めさせていただきます。 本日、机の上に配付しました8月の農地利用最適化推進会議の資料に沿って進めていきます。</p> <p>1 報告事項 (1) 令和7(2025)年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について (2) 令和7(2025)年度視察研修日程の決定について (3) 令和7(2025)年度産直マップの配布について</p> <p>それでは以上で本日の議題はすべて終了とさせていただきます。 次回の定例会の案内ですが、9月25日(木)、午前9時から場所は3階研修室4・5で開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。 それでは以上で終了させていただきます。 以上をもちまして、8月定例農業委員会を終了したいと思います。 一同、ご起立ください。 一同、礼。</p> |

(閉会午前10時25分)